

令和5年4月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和5年4月12日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育監	堂山浩三
学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
生涯学習部長兼生涯学習課長 兼市民大学事務長	田中直明
学校教育部理事	黒木悟
学校教育課長	伊藤圭
次世代育成課長	寺元正治
青少年児童センター館長	京谷雅敏
学校教育課参事	井上直也
- ・事務局

教育政策課課長	寺元麻子
教育政策課課長補佐	萬田正英
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 報告第1号
羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の委嘱について
 - 日程第4 報告第2号
羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について

日程第 5 報告第 3 号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

日程第 6 議案第 1 号

後援名義の使用許可について

日程第 7 その他

・ 日程調整など

開会：午前10時00分

- 会議に先だち、教育政策課長より次のとおり口頭にてメンバー紹介がありました。

《教育政策課長》

皆さま、定刻となりましたので、令和5年4月期の定例教育委員会会議を開催いたします。

会議に先だちまして、本年度最初の会議となり、また初めての方もおられますのでメンバーのご紹介をさせていただきます。

村田教育長でございます。

奥野教育長職務代理者でございます。

多田委員でございます。

古山委員でございます。

新熊委員でございます。

堂山教育監でございます。

森井学校教育部長でございます。

田中生涯教育部長でございます。

黒木学校教育理事でございます。

伊藤学校教育課長でございます。

事務局の教育政策課長の寺元でございます。教育政策課課長補佐の萬田でございます。

以上のメンバーで進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 3月31日に、退職辞令および管理職辞令の交付が行われました。
- (2) 4月3日に、辞令交付が行われました。
- (3) 4月8日に、羽曳野市緑の少年団の卒入団式が行われました。
- (4) 4月11日に、春季グランドゴルフ交歓大会が行われました。

日程第3 報告第1号

羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の委嘱
について

- 青少年児童センター館長より、資料に基づき羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の委嘱について説明と報告がありました。

《青少年児童センター館長》

羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員に欠員が生じたため、委員の任期に空白期間が生じることが無いよう「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条に基づき、その後任を選任したので同規則第4条第2項に基づき報告するものです。なお、任期は前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和5年6月30日までとなります。

新委員につきましては、はびきの埴生学園の東浩朗校長を委嘱するものです。説明は、以上となります。

《教育長》

前委員の南校長が退職となったため、東校長にお願いすることになりました。メンバー表も添付しています。

日程第4 報告第2号

羽曳野市立児童館運営委員会委員の委嘱について
規則の制定について

- 次世代育成課長より、資料に基づき、羽曳野市立児童館運営委員会委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《次世代育成課長》

羽曳野市立児童館運営会委員に欠員が生じたため、その後任を選任しましたので報告を行うものです。なお、任期は前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和5年5月31日までとなります。

内容としましては、羽曳野市立白鳥小学校長の人事異動による任免です。

新委員は、池上秀数委員、旧委員は、黒木悟委員です。

運営委員会の委員については、別紙のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等で総勢7名です。

委員の任期に空白期間が生じることが無いよう「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条（教育長の専決）に基づき、委員を任免したので、同規則第4条第2項に基づき報告するものです。

説明は、以上となります。

《教育長》

人事異動によるものです。池上校長は、昨年は、丹比小学校の教頭をされていました。

日程第5 報告第3号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

「羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則」別表から令和4年度末で廃止されました羽曳野市立白鳥幼稚園の削除について報告を行うものです。

本件につきましては、施行期日が迫っていたため、教育委員会議に諮ることが出来ず「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条に基づき、教育長専決をしましたので、同規則第4条第2項に基づき報告するものです。

説明は、以上となります。

《教育長》

白鳥幼稚園が廃園になりましたので規則の改正を行うものです。

日程第 6 議案第 1 号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回会議からの継続案件が 1 件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの 3 件になります。

前回からの継続案件については、学校教育課参事より、ご説明させていただきます。

《学校教育課参事》

前回、ご審議頂きました「お仕事ノート」につきましては、保留となっていました。追加の情報をお伝えしご審議のほどお願いいたします。

本市以外の 3 市につきましては、すでに後援名義を許可しているという事です。もし今回、本市が後援名義を見送ることになれば、裏表紙に協力という形で掲載させていただくという形はどうですか。と提案を頂いております。

その形を取っているのは、和泉市が裏表紙に協力と掲載していると聞いています。和泉市については、普段から冊子等の後援には許可していないという事です。イベント等には許可をしていると聞いています。学校への配布協力はさせていただきますが、後援名義は見送られたという事です。実際に学校への配布を有効に活用しているとの事です。

最終的に裏表紙の協力も不可となった場合は、致し方なく本市を除いた 3 市版で発行させていただく事になると伺っています。

どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

《教育長》

藤井寺市と松原市は後援名義をします。

羽曳野市の基準で言えば許可なのかな。

この間の議論は、企業名が出るということですよね。

《学校教育課参事》

補足ですがどれだけの数が上がっているとは、詳しくはお伝え出来ないのですが、羽曳野市の多くの企業さんから協賛していただいていると聞いております。

《古山委員》

この間の意見の続きですけど、これまでのルールで行くと許可でいいですが、前の議論は企業名が出ている物を教育現場で使うという部分についてだと思っています。教育現場に企業名の記載のあるものを冊子として出すのがいいのかどうか、他市はそれで良いってことですけど、羽曳野市としていいのかという話だったと思います。

前に言っていた産業振興課みたいなのところから出したら問題なく行けるのではという事については動かなかったのですね。

《学校教育課参事》

そうですね。

《古山委員》

私はそこが問題解決してないのかなと思います。

意見は前と変わらないです。

《教育長》

ルールに乗っ取って許可すると。

《古山委員》

そうです。

《奥野委員》

個人的には、協力という形が良いのかなって思っています。

《新熊委員》

最初は、商業的な意味合いが強いと思っていましたが、中身を見ると結構子どもたちの仕事に対する興味が湧いてくる内容だと思います。

実際に私の子どもをキッザニア甲子園に連れて行ったら仕事に対して前向きになったので、こういうのもありかなと思います。

《教育監》

「わたしたちのはびきの」も3・4年生向けにありますよね。これも対象が3・4年ですよね。かぶりますよね。

《学校教育課参事》

そうです。ただし、学校には、3・4年生対象ですとお配りしますが、どの学年で使用するかは、学校判断でお任せします。校長先生のご意見お聞きしたら、内容がちょっと3・4年生には難しいかなあというところがあるので、5・6

年生で活用してもいいかなと言っております。
それは、もう学校で判断していただけたらなと思っています。

《古山委員》

「わたしたちのはびきの」は、初めて聞きました。それは企業の事が書いてあるのですか。

《学校教育課参事》

社会部が作成しており、広く地域の事が書かれています。産業だけではなく、その地域の色々な取り組みをまとめた1冊になっています。

《教育監》

市の方でも色々な企業さんと包括連携をしている中で、色々な企業名が入った物が実際に学校現場にも入っていると思います。昔と比べて、そんなに問題視する必要は個人的には低いのかなあと思います。

《古山委員》

考えをちょっと柔らかくしていけばいいですかね。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

次に継続事業が3件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和5年3月31日、団体名は「大阪学童保育連絡協議会」、事業名は「第48回全国学童保育指導員学校・西日本（大阪）会場」です。

2件目は、専決日令和5年3月31日、団体名は「公益社団法人 日本プロボウリング協会」、事業名は「初心者向き健康ボウリング教室」です。

3件目は、専決日令和5年4月6日、団体名は「羽曳野市少年軟式野球連盟」、事業名は「キッズボールパーク」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

日程第7 その他

(1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の５月定例教育委員会議を、５月２５日（木）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前１１時５０分